

高度外国人材の就業を巡る現状

- 異なる教育、文化等を背景とした外国人ならではの発想力・企画力は、我が国経済社会の活性化・国際化を図る上で有効。
- このため、高度外国人材の就業に係る現行出入国管理制度は、諸外国に比べても開放的に設定。
⇒ 「人文知識・国際業務」、「技術」の在留資格の下、ホワイトカラーや技術者として、日本国内で広く就業が可能。（参考1）
(諸外国のように受入れ人数枠や労働市場テストはない。)
- 我が国企業で活躍する外国人の数は着実に増加。
(10年間で約2倍) (参考2)
- その就業状況を見ると、半数の者が比較的小規模の事業所で非正規雇用の形態。（参考3）
- 職務内容を見ると、理系では情報処理、文系では教育が中心であり、開発・設計や、国際・貿易業務等での活用は必ずしも進んでいない。（参考4）

(参考1)

米国H-1Bビザは、例年、受付開始直後に人数枠が埋まり、発給停止。

欧州各国では、労働市場テストを実施。

(参考2)

- ・ 専門的・技術的分野の労働者数（「興行」を除く）

H8 → H18

約7.8万人 → 約15.8万人

- ・ 専門的・技術的分野の労働者の新規入国者数（「興行」を除く）

H8 → H18

約2.5万人 → 約3.3万人

- ・ 留学生の国内就職

H8 → H18

2,927人 → 8,272人(うち中国が7割強)

(参考3)

- ・ 事業所規模：300人未満の規模の事業所に勤務する者が6割強
- ・ 売り上げ高：1000億円超の大手企業に勤務する者は約5%
- ・ 雇用形態：5割弱は非正規社員
- ・ 月額報酬：20万円台が約65%

(参考4)

- ・ 在留資格「技術」の者の職務内容

→「情報処理」が6割強、「技術開発」、「設計」は合わせて約2割5分

- ・ 在留資格「人文知識・国際業務」の者の職務内容

→「教育」が約6割、「国際金融」、「海外業務」、「貿易業務」は合わせて約1割程度